



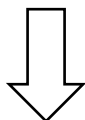
学校施設等跡利用方法の決定について

旧北幼稚園の跡利用方法を庁議において決定しましたので
ご報告いたします。

■跡利用方法

対象施設：北幼稚園

現在の跡利用方法	担当部局
「地元等利用施設」	市民生活部



変更後の跡利用方法	担当部局
「地元等利用施設」との跡利用方針を取消し、園舎を「新庁舎整備に伴う文書・物品の一時保管施設」として、園庭を「地元の倉庫等として利用」として暫定利用する。	総務部 市民生活部



【問い合わせ】
共創企画部企画課企画戦略担当
担当 村田
TEL 0277-46-1111（内線525）